



愛媛県報

令和8年1月27日火曜日 第680号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 保安林予定森林にする旨の通知（2件） (森林整備課) 24
- 指定居宅サービス事業者の指定 (東予地方局地域福祉課) 24
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (.....) 25
- 道路の供用開始（県道鳥首五十崎線） (南予地方局大洲土木事務所) 25

公 告

- 愛媛県ドクターヘリ運航業務の委託 (医療対策課) 25

雜 報

- 危険物取扱者試験の実施に関する公示 (消防防災安全課) 26
- 消防設備士試験の実施に関する公示 (.....) 27

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第57号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字稻村8569、8575

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字稻村8569、8575（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第58号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町明間3464、3499から3503まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

明間3464・3499から3501まで・3503（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年1月27日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ツクイ	ツクイ新居浜訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市繁本町5番3号コートナンビル2階	令和7年11月1日	訪問看護
株式会社Bridge	えん訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市三島中央3丁目6-19	令和7年11月1日	訪問看護

○愛媛県告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和8年1月27日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ツクイ	ツクイ新居浜訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市繁本町5番3号コートナンビル2階	令和7年11月1日	介護予防訪問看護
株式会社Bridge	えん訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市三島中央3丁目6-19	令和7年11月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥首五十崎線	喜多郡内子町五十崎甲339番4から 同町五十崎甲352番4まで	令和8年1月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月27日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県ドクターヘリ運航業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県ドクターヘリ運航業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期間

契約日から令和13年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札に記載する入札金額は、年額を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の全ての要件を満たすこと。

ただし、共同事業体で参加する場合は、当該共同事業体の全ての構成員が次の第1号から第3号までの要件を満たし、かつ、当該共同事業体の構成員のうち1者以上の者が第4号から第8号の要件を満たしていればよいものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格要件確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 過去3年間に、ドクターヘリの運航業務において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。

(4) 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条

<p>第1項の許可を有していること。</p> <p>(5) 航空運送事業の5年以上の実績を有すること。</p> <p>(6) 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。</p> <p>(7) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。</p> <p>(8) 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の契約の実績があること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 (089)912-2450</p> <p>(2) 入札書の受領期限 令和8年3月9日（月）午後5時まで 郵送の場合は、令和8年3月9日（月）午後1時必着（配達証明付き郵便に限る。）とする。</p> <p>(3) 入札説明書の交付方法 3(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課のホームページにおいて公表する。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 令和8年3月9日（月）午後5時 愛媛県庁第一別館5階 保健福祉部会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 ア 入札参加資格要件確認申請書の提出</p>	
---	--

<p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格要件確認申請書等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。なお、詳細は、入札説明書等による。</p> <p>提出期限：令和8年2月17日（火）午後5時15分</p> <p>イ 4(3)アにより入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等に基づき、提案内容を記載した資料を次の期限までに提出しなければならない。</p> <p>提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時15分</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。</p> <p>(7) その他</p> <p>詳細は、入札説明書等による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Helicopter Emergency Medical Service Operation (Outsourcing), 1 set</p> <p>(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 9 March 2026</p> <p>(3) For further information, please contact: Medical Service Measures Division, Social Welfare and Medical Service Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan TEL 089-912-2450</p>	
---	--

雑報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和8年1月27日

一般財団法人 消防試験研究センター

理事長 山口 英樹

1 試験日、受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試験日	受験願書受付期間 (書面申請、電子申請とも)	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
		書面申請 (一財)消防試験研究センター愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階		

第1回	令和8年 6月28日（日）	令和8年4月13日（月） ～4月23日（木） ※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の午後11時59分までです。	TEL : 089-932-8808 FAX : 089-935-4484 受付時間（土日、祝日を除く。） 9:00～17:00 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）業務部電子申請室 TEL : 0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝日を除く。） 9:00～17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用

2 受験地、試験会場、試験種類及び開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第1回 (R 8. 6. 28)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時半 (集合：午前9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合：午前9時半)

（備考）乙種第4類の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第1回 (R 8. 6. 28)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合：午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	同上	同上
	松山市	松山工業高等学校	同上	同上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	同上	同上
	宇和島市	吉田高等学校	同上	同上

（備考）学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校＜高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校＞の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

- ① (一財) 消防試験研究センター愛媛県支部
- ② 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- ③ 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- ④ 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

令和8年1月27日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 山口 英樹

1 試験日、受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試験日時	受験願書受付期間 (書面申請、電子申請とも)	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	令和8年8月2日（日） 試験開始時刻 午前10時 (集合：午前9時半)	令和8年6月15日（月） ～6月25日（木） ※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から	書面申請 (一財) 消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL : 089-932-8808	

		ら受付最終日の午後11時59分までです。	F A X : 089-935-4484 受付時間（土日、祝日を除く。） 9:00~17:00 電子申請（問い合わせ先） (一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 T E L : 0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝日を除く。） 9:00~17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	令和8年12月20日（日） 試験開始時刻 午前10時 (集合：午前9時半)	令和8年10月26日（月） ~11月5日（木） ※同上		

2 受験地、試験会場及び試験種類

受験地	試験会場	試験の種類
松山市	愛媛大学	甲種：特・1・2・3・4・5類 乙種：1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

- ① (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- ② 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- ③ 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- ④ 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部